

## 大阪狭山市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第12項の規定により監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成29年(2017年)3月29日

大阪狭山市監査委員

北井末廣

松尾巧

- 1 通知を行った者  
大阪狭山市長 古川照人
- 2 通知を受けた日  
平成29年(2017年)3月17日
- 3 監査結果に関する報告及び監査の対象等  
平成28年(2016年)10月24日付け大狭監第2042号 定期監査結果に関する報告  
市民部農政商工グループ  
市民部生活環境グループ  
平成28年(2016年)11月24日付け大狭監第2047号 定期監査結果に関する報告  
市民部税務グループ  
  
平成28年(2016年)12月26日付け大狭監第2051号 定期監査結果に関する報告  
市民部保険年金グループ  
  
平成29年(2017年)1月24日付け大狭監第2004号 公の施設の指定管理者  
監査結果に関する報告  
指定管理者：株式会社かんでんジョイナス

管理する施設：大阪狭山市立コミュニティセンター  
所 管 部 局：市民部市民窓口グループ

- 4 指摘事項等に対する措置状況  
別紙（写）のとおり

大 狭 庶 第 1 5 号  
平成 2 9 年 (2017 年) 3 月 1 7 日

大阪狭山市監査委員

北 井 末 廣 様  
松 尾 巧 様



大阪狭山市長 古 川 照 人



定期監査等の結果に基づく措置の状況について (通知)

平成 2 8 年 1 0 月 2 4 日 付 け 大 狭 監 第 2 0 4 2 号、平成 2 8 年 1 1 月 2 4 日 付 け 大 狭 監 第 2 0 4 7 号 及 び 平 成 2 8 年 1 2 月 2 6 日 付 け 大 狭 監 第 2 0 5 1 号 による定期監査の結果報告並びに平成 2 9 年 1 月 2 4 日 付 け 大 狭 監 第 2 0 0 4 号 による公の施設の指定管理者監査の結果報告に基づき、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により通知します。

記

1. 平成 2 8 年 1 0 月 2 4 日 付 け 大 狭 監 第 2 0 4 2 号 の 監 査 結 果 に よ る 各 グ ル ー プ の 監 査 指 摘 事 項 等 の 状 況 及 び そ れ に 対 す る 措 置 状 況

【市民部農政商工グループ】

(監査指摘事項)

補助金交付事務において、小規模企業融資あっせん要綱に基づく利子補給金の申請手続書類の送付に漏れが見受けられたので、適切な取り扱いとなるように改められたい。また、補助金申請等については、補助金等交付の適正化に関する規則をはじめ交付要綱等に定められた様式で行うよう、今後は適正な事務処理に努められたい。

(監査指摘事項に対する措置状況)

大阪狭山市小規模企業融資あっせん要綱 (平成 1 9 年大阪狭山市要綱第 2 6 号) に基づく利子補給金の申請手続書類の送付に漏れが見受けられた件について、利子補給金及び信用保証料補給金とも要綱に定められた申請期間に遅滞なく受理できるよう借受人一覧表を作成するとともに、借受人に申請書類を送付し、適正に処理を行うこととしました。

また、補助金申請等については、補助金等交付の適正化に関する規則や該当する交付要綱に定められた様式で申請をするよう対象者に説明を行うこととしました。

#### 【市民部生活環境グループ】

##### (監査指摘事項)

契約に係る事務処理において、起案書の決裁日が塗りつぶしにより訂正されているものが多数見受けられた。また、請書に大阪狭山市暴力団排除条例（平成25年大阪狭山市条例第4号）に基づく排除条項を盛り込んでいないものが見受けられたので、今後は適正な事務処理を行うように改められたい。

##### (監査指摘事項に対する措置状況)

契約に係る事務処理において、起案書の決裁日を塗りつぶすことのないよう、書類をチェックし適正な事務処理を行うこととしました。

また、請書については、大阪狭山市暴力団排除条例に基づく排除条項を追加し、適正な事務処理を行うこととしました。

#### 2. 平成28年11月24日付け大狭監第2047号の監査結果による市民部税務グループの監査指摘事項等の状況及びそれに対する措置状況

##### (監査指摘事項)

契約に係る事務において、契約書等で受注者が発注者に書面で通知しなければならないとされている業務従事者等届等が見受けられなかったため、今後は適正な事務処理を行うように改められたい。

##### (監査指摘事項に対する措置状況)

契約に係る事務について適正な事務処理を行うとともに、契約書等で定めている事項については再度確認し、適切な指導を行うこととしました。

#### 3. 平成28年12月26日付け大狭監第2051号の監査結果による市民部保険年金グループの監査指摘事項等の状況及びそれに対する措置状況

##### (監査指摘事項)

契約に係る事務処理において、請書に大阪狭山市暴力団排除条例に基づく排除条項を

盛り込んでいないものが見受けられたので、今後は適正な事務処理を行うように改められたい。

(監査指摘事項に対する措置状況)

請書に大阪狭山市暴力団排除条例に基づく排除条項を追加し、適正な事務処理を行うこととしました。

4. 平成29年1月24日付け大狭監第2004号の監査結果による株式会社かんでんジョイナス（指定管理者所管部局：市民部市民窓口グループ）の監査指摘事項等の状況及びそれに対する措置状況

(監査指摘事項)

(1) 協定書に定める事項等について

- ① 基本協定書第47条に規定されている自主事業について、平成28年度事業計画書において実施を検討するとあるが、今年度は、年度末に実施予定との回答であった。

自主事業については、十分な周知を行うなど計画的、効果的な事業展開をされたい。

- ② 年度協定書別紙2に掲げる点検・検査について、毎月の業務報告書にその報告書の写しを添付する等、所管部局に書面で報告するとともに、原本についても確実に整備されたい。

(2) 収支会計経理等について

- ① 基本協定書第23条において、指定管理者としての専用口座を設けて、指定管理に係る本業務と指定管理者が行う他の事業と区分することとしているが、指定管理に係る支出については、他業務と一括して処理し、明確に区分されていなかった。

また、毎月の業務報告書における科目別支出金額を請求書等の写しと照合した結果、次の不適切な処理が見受けられた。

- ・他の事業で支払った雑消耗品が本業務に係るものと記載されたまま、訂正処理されていない請求書
- ・計上漏れ

以上のことから、基本協定書に定めるとおり指定管理に係る業務については、他の事業と区分し、独立した経理となるよう指定管理者としての専用口座により出納管理を行うよう改められたい。また、本業務の収支に係る経理規程を整備し、費用の根拠となる証書類については、計上漏れや他の事業との混合が生じない処理方法に改められたい。

- ② 使用料について、専用口座への入金記録と毎月の業務報告書等とで金額に相違が

あった。

使用料の徴収及び還付については、使用許可申請書、使用料減免申請書等を基に確実にを行い、その都度現金取扱簿等の書類に整理する等、適正に処理されたい。

また、現金の取扱いについても、日々現金在高と現金取扱簿等の書類における残高とを確実に整合させる等、適正に処理されたい。

### (3)業務実施状況の確認等について

指定管理者から提出される事業報告書等について、所管部局においては、これらの確認、点検を行うとともに、定期的に実地調査を行うなど業務の実施状況の正確な把握に努められたい。

### (監査指摘事項に対する措置状況)

#### (1)協定書に定める事項等について

① 今年度の自主事業については、本年3月26日(日)に実施することで準備が進められています。

事業実施にあたっては、内容を十分検討したうえで、市広報誌等による周知など、計画的・効果的に進めるよう指導しました。

② 施設の設備点検・検査については、実施報告書の写しを毎月の業務報告書に添付するよう指示するとともに原本の管理についても確実に整備するよう指導しました。

#### (2)収支会計経理等について

① 大阪狭山市立コミュニティセンターの管理運営に関する基本協定書の規定に基づき、指定管理業務に係る専用口座を設けて、指定管理に係る本業務と他の事業とを明確に区分するとともに、収支に係る経理規程を整備し、出納管理を適切に行うよう指導しました。

② 使用料の徴収及び還付については、使用許可申請書等を基に確実にを行い、現金取扱簿等の書類を適正に整理すること、また、現金の取扱いについては、口座残高と現金取扱簿等の書類との整合を確実にを行うよう指導しました。

#### (3)業務実施状況の確認等について

業務報告書については、内容の確認、点検を確実にを行うとともに、必要に応じて実地調査を行うなど、業務実施状況の正確な把握に努めることとしました。